

第3章 災害応急対策計画

町は、道及び防災関係機関との連携の下、地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、本節を基本として災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町は、道及び防災関係機関と相互に連携し、本部等を速やかに設置する等、応急活動体制を確立する。

第1 町の災害対策組織

本編第3章第1節「組織計画」を準用する。

第2 職員の動員配備

本編第3章第1節「組織計画」を準用する。

第3 民間団体との協力

町は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

第2節 地震・津波情報の伝達計画

地震・津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム（Jアラート）により、地方公共団体等に伝達される。

町は、伝達を受けた緊急地震速報を町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第2 津波警報等の種類及び内容

1 津波警報等の種類

(1) 大津波警報（特別警報）及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(2) 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(3) 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

●津波警報等の発表基準と内容

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高い)
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報等	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(2) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

●津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて表現)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も、海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて表現)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

●地震情報の内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4弱以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

●地震活動に関する解説資料

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。

※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

(3) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

●津波情報の内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 〔発表される津波の高さの値は、第2の2の(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波観測に関する情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ①沿岸で観測された津波の第1波の到達時間と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ②最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を發表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で發表して、津波が到達中であることを伝える。

●沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ①沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ②最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を發表しない。大津波警報又は津波警報が發表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で發表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は發表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で發表して、津波が到達中であることを伝える。

●沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

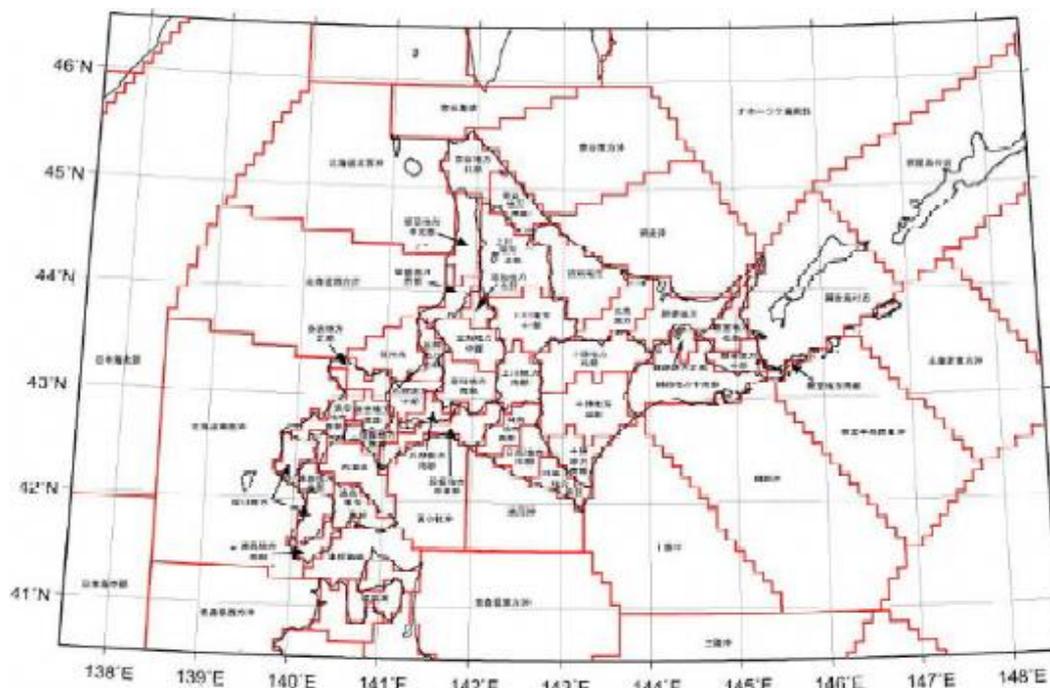
津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	3 mを超える	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 mを超える	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表

第3 地震、津波に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称、津波予報区

1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



2 震央地名



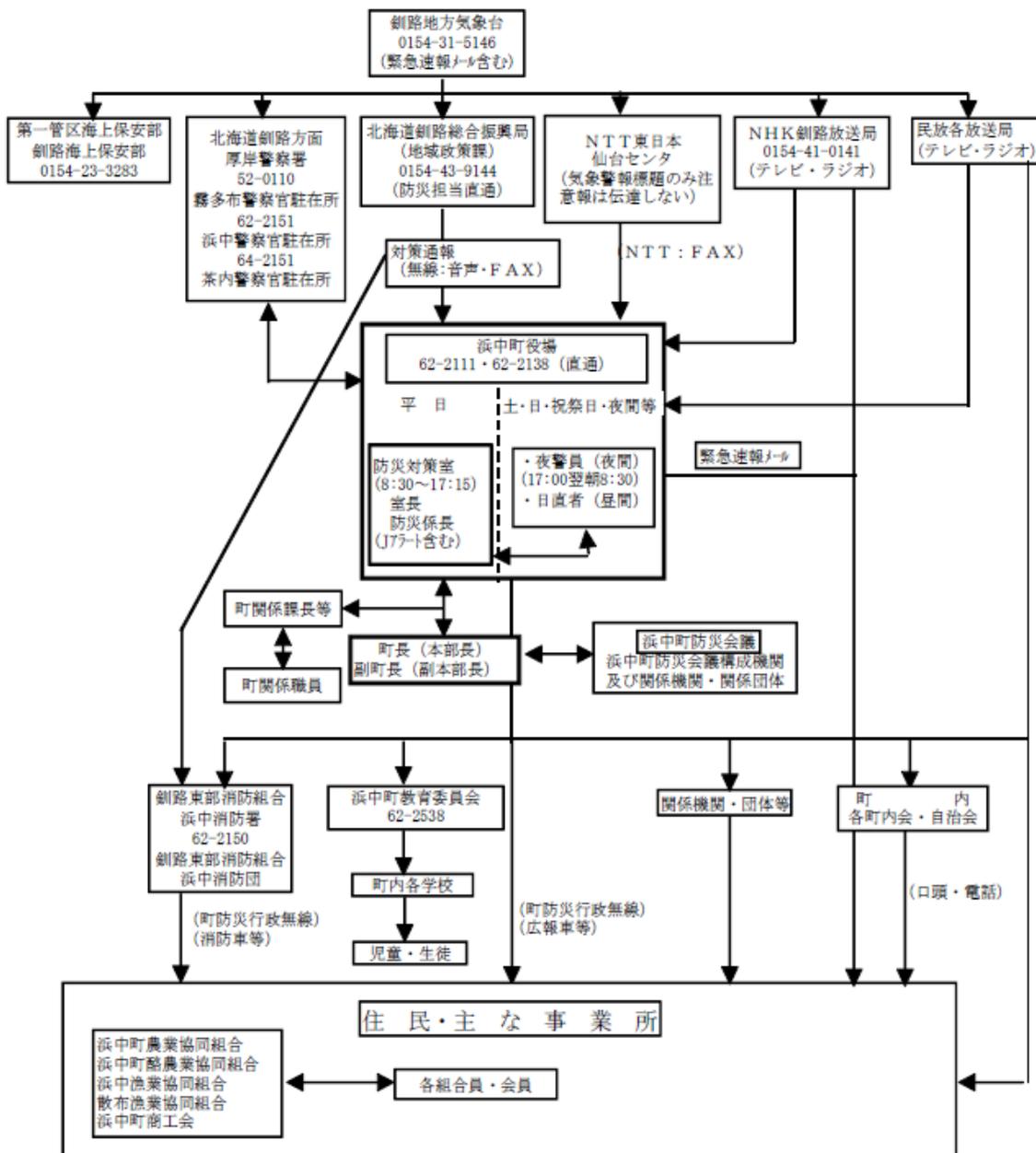
3 津波予報区

浜中町沿岸は、北海道太平洋沿岸東部



第4 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



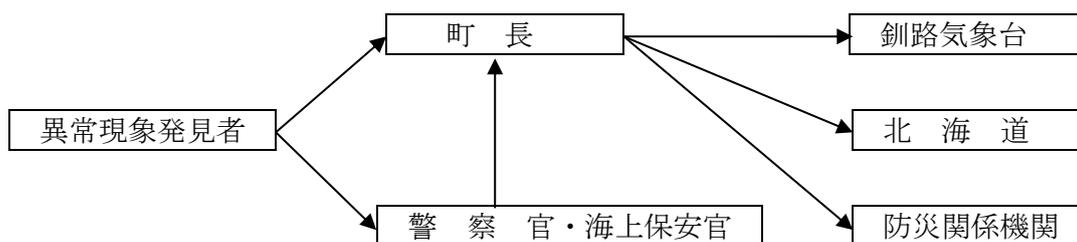
第5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに道及び釧路地方気象台等関係機関に通報する。

1 異常気象

- (1) 地震に関する事項
- (2) 水象に関する事項

2 通報系統図



- 資料編 [各種資料]
- 資料26 一般向け緊急地震速報の利用の心得
 - 資料27 予報、警報並びに情報と管理票
 - 資料44 気象庁震度階級関連解説表

第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、本編第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」及び前節「地震・津波情報の伝達計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

- 1 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（Jアラート）などで受信した緊急地震速報を町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民等への伝達に努める。
- 2 町は、道及び防災関係機関と連携し、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線系の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

- 3 町は、放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報や被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

- 4 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。

- 5 町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 本部の設置

- (1) 本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、釧路総合振興局及び防災関係機関へ通報する。

- (2) 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連携を図るため、必要に応じ当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

2 道への通報

町は、発災後の情報等について、次により釧路総合振興局に通報する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- (2) 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・災害対策本部を設置したときは直ちに
- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- (4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

3 町の報告

- (1) 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

- (2) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- (3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第3 災害情報等の連絡体制

- 1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- 2 町は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

第4 通報手段の確保

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 衛星通信による通報

第5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第6 被害状況報告

地震・津波災害が発生した場合は、資料14に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）を道知事（釧路総合振興局長経由）に報告する。

なお、町長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣及び消防庁長官に提出する。

●火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【北海道・釧路総合振興局（通常時の報告先）】

		北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道釧路総合振興局 地域創生部地域政策課
N T T回線	日中	011-204-5900 011-231-4314 (F A X)	0154-43-9144 0154-42-2116 (F A X)
	夜間	011-231-4111 内線22-586 011-231-4314 (F A X)	
北海道総合行政情報ネットワーク (道防災無線)	日中	6-6-210-22-587	6-6-710-2191 6-6-710-2192 6-6-710-2193
	夜間	6-6-210-22-586	

【消防庁（通常時の報告先）】

時間帯		平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777
	ファクシミリ	03-5353-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49102
	ファクシミリ	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	7-048-500-90-49013	7-048-500-90-49102
	ファクシミリ	7-048-500-90-49033	7-048-500-90-49036

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7510
	ファクシミリ	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7-90-49175
	ファクシミリ	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	7-048-500-90-49175
	ファクシミリ	7-048-500-90-49036

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合又は広域的な災害で町が軽微であっても釧路総合振興局管内全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの
- (6) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに状況を把握し、災害情報報告（別記第1号様式）により逐次報告する。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については、除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに災害状況報告（別記第7号様式）により件数のみ報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別記第6号様式）により報告する。なお、報告内容に変化が生じたときは、その都度報告し、報告の時期等に指示があった場合は、その指示による。

ウ 最終報告

応急措置が完了し、被害状況が確定した後、20日以内に被害状況報告（別記第6号様式）により報告する。

(3) その他の報告

被害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行

うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち、最終報告は、文書をもって被害状況報告（別記第6号様式）により報告する。
- (3) 消防庁速報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接速報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料48のとおりである。

5 災害情報等連絡責任者

災害情報等連絡責任者は防災対策室長、その代理者には、防災対策室防災係長をあてるものとする。

○資料編 [各種資料]	資料14 災害情報等報告取扱要領
	資料48 被害状況判定基準
	別記第1号様式 災害情報報告
	別記第6号様式 被害状況報告（速報・中間・最終）
	別記第7号様式 災害情報速報

第4節 災害広報・情報提供計画

町が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本編第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

地震・津波災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本編第5章第4節「避難対策計画」を準用する。

第6節 救助救出計画

地震・津波災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、本編第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、本編第4章第11節「消防計画」及び本編第7章第7節「大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 消防活動体制の整備

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 がけ崩れ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になる等、消防能力が低下すること等から、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住人、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

地域住民に対しては、平素から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後には、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の地域住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 津波警戒体制の確立

町及び防災関係機関は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

1 町

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

2 道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

3 厚岸警察署

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに厚岸警察署を通じて町にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

4 釧路海上保安部

緊急通信等により、船舶に対し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

第2 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、町及び関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

1 町

町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行うとともに、勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高台などに緊急避難するよう伝達する。

2 道

町が災害の発生により、避難の指示を行うことができない場合、道知事は、避難のための指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

また、町から求めがあった場合には、指示の対象地域、判断時期等について助言するもの

とする。そして、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

3 厚岸警察署

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに厚岸警察署を通じて町にこれら警報等の内容を伝達するとともに、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 釧路海上保安部

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

第3 災害情報の収集

道、厚岸警察署及び釧路海上保安部は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

第9節 災害警備計画

地震・津波災害時において、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、町が要請して行う厚岸警察署及び釧路海上保安部が実施する警戒、警備についての計画は、本編第5章第12節「災害警備計画」を準用する。

第10節 交通応急対策計画

地震・津波の発生に伴う道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保に関する計画は、本編第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

第11節 輸送計画

地震・津波災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、地域住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行うための計画は、本編第5章第14節「輸送計画」を準用する。

第12節 ヘリコプター等活用計画

地震・津波災害時におけるヘリコプター等の活用については、本編第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第13節 食料供給計画

地震・津波災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、本編第5章第15節「食料供給計画」を準用する。

第14節 給水計画

地震・津波発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、本編第5章第16節「給水計画」を準用する。

第15節 衣料・生活必需物資供給計画

地震・津波災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、本編第5章第18節「衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第16節 石油類燃料供給計画

地震・津波災害時の石油類燃料の供給については、本編第5章第19節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第17節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上下水道、電気、ガス施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。これら各施設の応急復旧についての計画は、本編第5章第20節「電力施設災害応急計画」、本編第5章第21節「ガス施設災害応急計画」、本編第5章第22節「上下水道施設対策計画」を準用する。

第18節 医療救護計画

地震・津波災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施は、本編第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

第19節 防疫計画

地震・津波災害時における被災地の防疫に関する計画は、本編第5章第11節「防疫計画」を準用する。

第20節 廃棄物等処理計画

地震・津波災害時における被災地のごみ収集、し尿の汲み取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等の業務に関する計画は、本編第5章第31節「廃棄物等処理計画」を準用する。

第21節 家庭動物等対策計画

地震・津波災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本編第5章第29節「家庭動物等対策計画」を準用する。

第22節 文教対策計画

地震・津波による学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策に関する計画は、本編第5章第27節「文教対策計画」を準用する。

第23節 住宅対策計画

地震・津波災害によって住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、本編第5章第25節「住宅対策計画」を準用する。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

町は、被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第25節 被災宅地安全対策計画

地震・津波災害により、被災した宅地の安全対策については、本編第5章第24節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震・津波災害により、行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、本編第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第27節 障害物除去計画

地震・津波災害により、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合の計画は、本編第5章第26節「障害物除去計画」を準用する。

第28節 広域応援・受援計画

地震・津波等による大規模災害発生時等、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、本編第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用する。

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震・津波災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合において、自衛隊の活動が必要と認められるとき、町が実施する、道知事及びその他の災害派遣要請権者に対する自衛隊の派遣要求は、本編第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第30節 防災ボランティアとの連携計画

地震・津波災害時における日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、本編第5章第32節「防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第31節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本編第5章第35節「災害救助法の適用と実施」を準用する。